

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。  
平成22年2月12日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称) パロー草津店 草津市草津町字千束 1986 番および 1987 番

### 2 提出された意見の概要

#### 草津市からの意見

#### (1) 騒音の発生に係る事項

予測地点Dにおいて、昼間の等価騒音レベルが、環境基準を超える値と予測されている。この地点は廃棄物収集作業場所および商品納入場所に近く、廃棄物収集作業音や納入車両場内走行音が高レベルの値で予測されるため、各業者に対して発生する騒音を出来るだけ抑えるよう注意されたい。

また、予測地点B、C、Dにおいて、夜間の駐車場走行車両による騒音レベルの最大値が規制基準値を大幅に超える値が予測されている。これらの地点において、規制基準を上回る原因は従業員帰宅車両および納入車両の場内走行音であることから、届出書に計画されているとおり、従業員や納入業者に場内走行速度を出来るだけ抑えるよう注意されたい。

なお、これら地点の隣接地はそれぞれ市道、県道、店舗駐車場であるため、現在は生活環境上著しい支障がないと考えられるが、住居地域であり、将来住居系の土地利用が図られるようになった場合、周辺住民と協議のうえ敷地境界上に遮音壁の設置や低騒音舗装等の対策を講じること。

#### (2) 廃棄物減量化およびリサイクルについての配慮

ア 廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第6条に基づき、ごみ減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図り、環境美化に努めること。また、同条例第20条で定める適正包装の推進に努めること。

イ 地球温暖化防止および循環型社会の構築に向けた取組の一環として、滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する自主協定の締結について検討すること。

ウ 事業系一般廃棄物については、自己処理をするか、同条例施行規則第4条に定める「受入基準」に従って、草津市クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。

#### (3) 廃棄物等の保管に係る事項

ア 廃棄物の保管場所については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な措置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。

イ 一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。

#### (4) 駐車場需要の充足等交通に係る事項

出店者に起因する交通渋滞や混雑が発生した場合は、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように対策を講じること。

#### (5) その他

滋賀県の「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」に鑑み、地域貢献協定に取り組みたい。

### 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

#### (2) 縦覧期間 平成22年2月12日から平成22年3月12日まで